

2023年3月26日

## 交通費支給基準

- ・会の運営に関わる会議(役員会など)に出席した人に、居住地に従い次の交通費を支払う。  
都内 1,000 円, 首都圏 2,000 円, 近郊県 3,000 円  
ただし首都圏: 神奈川, 埼玉, 千葉。近郊県: 茨城, 栃木, 群馬, 山梨。

以上